

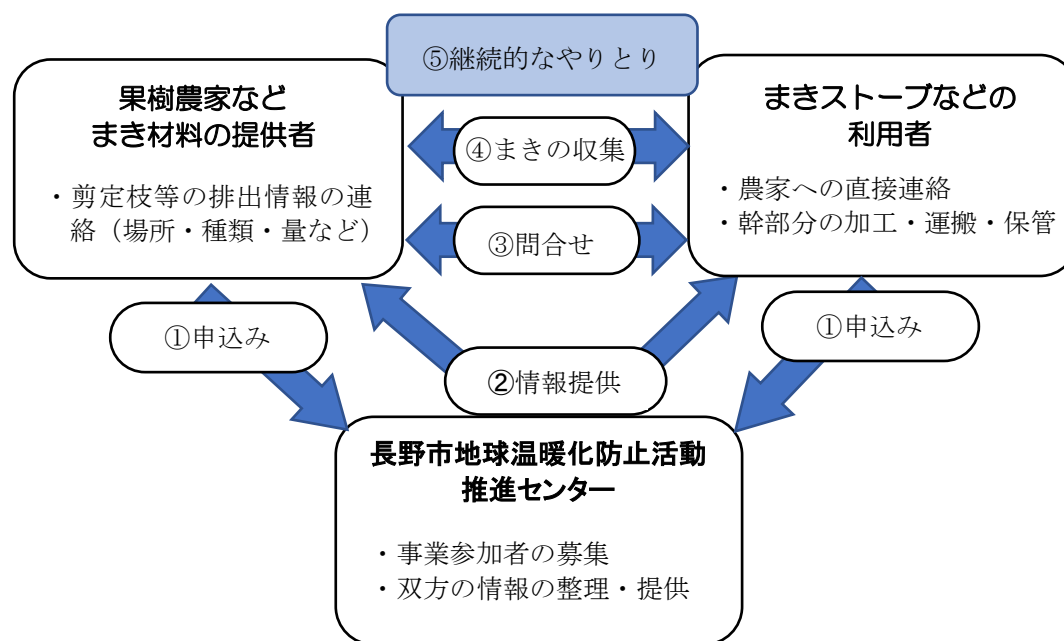
果樹剪定枝・薪ストーブ活用推進事業の概要【令和5年度】

果樹の栽培で必要となる整枝剪定後に多量に発生する不要な枝などを、まき(薪)として灯油の代わりに暖房などの燃料として利用することは、果樹栽培が盛んで、冬の寒さの厳しい長野県の特性に合う、優れた農業残渣の活用手段であり、石油等化石燃料の消費と、それにともなって排出される二酸化炭素 CO2 を削減できることから、地球温暖化の対策となります。

現在、長野地域内には、まきストーブを使っている方が相当数おられ、また住宅の新築に併せて新たに設置する方も増えています。

一方、果樹農家では、果樹剪定枝等の処理に苦慮されており、その多くが有効利用されず、野外焼却等により処分されていました。

長野市では、これらの潜在的な需要と供給を結び付け、果樹剪定枝等を燃料として有効活用することで、地球温暖化対策の推進と農業振興支援を図るため、「果樹剪定枝等まきストーブ活用推進事業」を実施してきましたが、令和4年度からは、対象区域を長野地域連携中枢都市圏に拡大し、事業の実施を長野市地球温暖化防止活動推進センターに委託して実施することといたしました。



長野市地球温暖化防止活動推進センター

電話 026-237-6681 FAX 026-237-6690

Eメール eco-mame@dia.janis.or.jp

ホームページ <https://www.eco-mame.net/>

果樹剪定枝・薪ストーブ活用推進事業の流れ

- ① 剪定枝等を提供したい方（果樹農家など。以下「提供者」と呼びます。）と、まきとして利用したい方（まきストーブ利用者など。以下「利用者」と呼びます。）はそれぞれ長野市地球温暖化防止活動推進センター（以下「長野市センター」）に自分の情報を登録します。
長野市センターでは、提供者・利用者双方の情報を集約します。

- ② 長野市センターは、提供者・利用者の情報を双方に提供します。
※提供者・利用者どちらかがもう一方の側の申込み数を大きく上回る場合など、需給に偏りが大きい場合は、情報提供する人数を調整します。
※相手側からの問い合わせで煩雑にならないよう、需給のバランスをとって提供者、利用者を一定数でグループ分けし、情報提供はそのグループのみに行います。

- ③ 提供者・利用者双方は、提供された情報の中から希望に沿った相手側の人に直接連絡をとります。
問い合わせでは、提供できる（取りに行ける）時期や畑の場所、果樹の本数・太さ（必要なまきの量や太さ）などを話し合い、条件が合うか確認します。条件が合ったら、具体的な収集の手順等を打ち合わせます。
※まき等の提供に当たっては、金品等のやりとりは行わないものとしています。

- ④ 利用者は、打合せ内容に従い果樹園に剪定枝等を取りに行きます。
※提供者・利用者双方の原則的な作業分担は以下のとおりです。
・提供者は、果樹を立木のままか、剪定・伐採した状態にしておきます。
・利用者は、剪定・伐採し幹を細かく切ってまきにする作業やまきの運搬・保管を行います。

- ⑤ その年のやりとりが良好だった場合は、翌年度以降、直接連絡をとりあって継続的にやりとりをしていただいで結構です。